

TPPについて

平成23年2月
(内閣官房資料より抜粋)

「包括的経済連携に関する基本方針」を巡る議論（経緯）

■「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)該当部分

10. アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略

アジア諸国を含めた主要国・地域との経済連携の進め方などの検討を行い、2010年秋までに「包括的経済連携に関する基本方針」を策定する。上記基本方針を踏まえて、国内産業との共生を目指しつつ、関税などの貿易上の措置や非関税措置(投資規制、国際的な人の移動に関する制限等を含む)の見直しなど、質の高い経済連携を加速するとともに、国内制度改革等を一体的に推進する。

特に、「東アジア共同体構想」の具体化の一環として、2010年にAPECをホストする機会を通じて、アジア太平洋を広く包含するFTAAPの構築のためのあり得べき道筋を探求するにあたって強いリーダーシップを発揮する。

■総理所信表明演説(平成22年10月1日)該当部分

(東アジア地域の安定と繁栄に向けて)

この秋は、我が国において、重要な国際会議が開催されます。生物多様性条約に関するCOP10では、議長国としての重要な役割を果たします。また、私が議長を務めるAPEC首脳会議では、米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。架け橋として、EPA・FTAが重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。東アジア共同体構想の実現を見据え、国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思います。

■「包括的経済連携に関する基本方針」(平成22年11月9日閣議決定)該当部分

2 包括的経済連携強化に向けての具体的取組

我が国を取り巻く国際的・地域的環境を踏まえ、我が国として主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のために以下のような具体的取組を行う。特に、政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。

(1) アジア太平洋地域における取組

アジア太平洋地域においては、現在交渉中のEPA交渉(ペルー及び豪州)の妥結や、現在交渉が中断している日韓EPA交渉の再開に向けた取組を加速化する。同時に、日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想(EAFTA)、東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)といった研究段階の広域経済連携や、現在共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始を可及的速やかに実現する。

さらに、アジア太平洋地域においていまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進する。FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership (TPP)) 協定

P4協定とTPP協定交渉

- **環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)**: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定 (通称P4協定) が2006年に発効。P4協定はAPEC参加メンバーに開放されている。
- 物品貿易については、原則として**全品目について即時または段階的関税撤廃**。
- サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定。

「P4」が拡大

- 2010年3月、上記4カ国に**米国、豪州、ペルー、ベトナム**を加えた8カ国でP4協定を発展させた広域経済連携協定を目指す「**環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) 協定**」の交渉を開始。
- 2010年10月4～9日に第3回交渉会合 (於ブルネイ) を開催。同会合から**マレーシア**が新規参加し、現在9カ国。
- 2010年12月6～10日に第4回交渉会合 (於NZ) を開催。

交渉の現状 (我が国が収集した情報)

- 大半の分野においてテキストに基づく交渉が行われている。
- 関税交渉については、現段階では「バイ方式」「マルチ方式」共並存して行われているが、最終的にいかなる形で一つの合意にまとめるかについては未定。

(注: 「バイ方式」= 二国間での自由化交渉を行う。

「マルチ方式」= 既存の二国間FTAとは関係なく多国間で自由化交渉を行う。)

- 現在、24※の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様。

※首席交渉官協議 / 市場アクセス (工業) / 市場アクセス (繊維・衣料品) / 市場アクセス (農業) / 原産地規則 / 貿易円滑化 / SPS / TBT / 貿易救済 / 政府調達 / 知的財産権 / 競争政策 / 越境サービス / 金融 / 電気通信 / 電子商取引 / 投資 / 商用移動 (business mobility) / 環境 / 労働 / 制度的事項 / 紛争解決 / 協力 / 横断的事項特別部会 (中小企業, 競争, 開発, 規制関連協力)

(注) 我が国は様々な外交ルートや種々の協議の場を通じて情報収集を行っている。

新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加には、現在交渉に参加している9カ国の同意が必要。
- 新規交渉参加についての公式の期限はないが、TPP原加盟国として参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要。
- マレーシアは、政府調達、サービス等へのコミットメントを明確に表明した上で、交渉参加が認められ、第3回会合から交渉に参加。カナダは交渉参加の可能性を検討している段階。

今後の交渉日程(予定)

米国は、2011年11月のAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指している。

- 第5回交渉 2011年2月(チリ)
 - 第6回交渉 2011年3月(シンガポール)
 - 第7回交渉 2011年6月(ベトナム)
 - 第8回交渉 2011年9月(米国)
 - 第9回交渉 2011年10月(ペルー)
- ※ APEC首脳会議(2011年11月12~13日、米国(ハワイ))

既存のEPA・FTAとTPPの特徴

	既存のEPA・FTA	TPP(EPA・FTAの一種)の特徴
自由化 対象 範囲 ・期間	<ul style="list-style-type: none"> WTO協定上、「実質上すべての貿易(substantially all the trade)」の関税撤廃が必要((注2):GATT第24条8項)。 「実質上すべての貿易」についてWTO協定上の基準はないが、<u>少なくとも貿易の9割(貿易量又は品目数)につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的。</u>(注4)(注5) 我が国が締結したEPAにおいては、<u>双方向の貿易額の9割以上(日本側は品目数では84~88%)を10年以内に関税撤廃。</u> なお、米国・EU等、先進国同士のFTAにおいては高い自由化水準を約束している。(例:韓EUでは品目数98%以上を10年以内関税撤廃)(別添「参考資料集」参照) 	<p>TPP</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明。いずれにせよ、原則10年以内の関税の撤廃が必要と考えられる。</u> <p>P4協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、特段の定め等がない限り「<u>全ての関税を撤廃</u>」(注6)。実際は、<u>全品目の約8割が即時撤廃(注7)。</u><u>その他は原則10年以内の関税の段階的撤廃。</u> 米国の既存FTAでは、約8~9割が即時撤廃。
自由化 例外 (長期関税撤廃を引き下げを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <u>長期(10年超)関税撤廃や除外を含む「“実質上すべての貿易”の例外」の扱いについて、WTO等で具体的要件が確立しているものではなく交渉次第。</u> 我が国が締結したEPAにおいては、自由化にカウントされない<u>1割程度の品目について、除外・再協議等の例外的対応。</u>(関税撤廃をしたことがないタリフライン数:<u>940</u>) 	<p>TPP</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉参加にあたって、<u>自由化例外品目を提示しての参加は認められない。</u> <u>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の例外が認められるかは、現段階では不明。</u> <p>P4協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、(1)長期(10年超)関税撤廃は、<u>チリの一部乳製品(全タリフラインの0.4%を12年以内に撤廃)のみ。</u>(2)関税撤廃の例外は、<u>チリの砂糖・同調製品の一部(全タリフラインの0.1%は一定条件下でのみ撤廃)及びブルネイの酒・タバコ(以上、宗教的理由)、火器、花火等(全タリフラインの0.8%を除外)のみ。</u> 米国の既存のFTAでは、(1)10年超の関税撤廃は実質的に全品目数の0~3%程度、(2)除外は極めて限定的(米豪FTAの米側で実質的に1%の例が最大)。

試算：国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算について

農林水産省試算

試算の前提

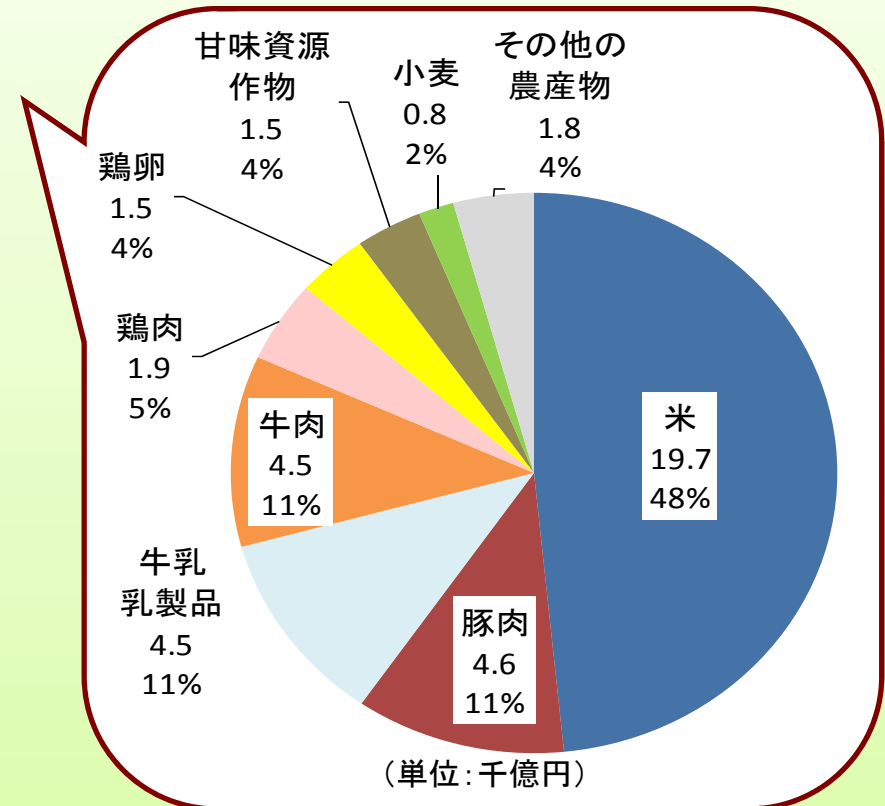
- 19品目を対象として試算

〔米、小麦、甘味資源作物、牛乳乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵 等〕

【基準】 関税率が10%以上 かつ 生産額が10億円以上 (林産物・水産物は含まない)

試算の結果

- 農産物の生産減少額(※) 4兆1千億円程度
- 食料自給率(供給熱量ベース) 40%→14%程度
- 農業の多面的機能の喪失額 3兆7千億円程度
- 農業及び関連産業への影響
 - ・ 国内総生産(GDP)減少額 7兆9千億円程度
 - ・ 就業機会の減少数 340万人程度



※ 国産農産物を原料とする1次加工品(小麦粉等)の生産減少額を含めた。